

【傍聴者配布用】

上田市農業委員会（農地委員会）における傍聴者の遵守事項

- 1 傍聴者は静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- 2 傍聴者は、会議の撮影、録音、その他これに類する行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないこと。
- 4 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- 5 その他、委員長の指示に従うこと。